

2017 年度 緊急助成

世界のウナギ保全に貢献するためのニホンウナギの現状及び ウナギ流通に関するファクトシート作成と普及

認定特定非営利活動法人 野生生物保全論研究会 (JWCS)
鈴木希理恵・高橋雄一・新津真紀子

キーワード：ワシントン条約，密輸，トレーサビリティ，IUU 漁業

1. はじめに

1. ワシントン条約第 17 回締約国会議での決定

2016 年 9 月 24 日～10 月 4 日に南アフリカ共和国・ヨハネスブルグで開催されたワシントン条約 (CITES) 第 17 回締約国会議 (CoP17) において、EU が提案したウナギ属の採集と取引の調査が決定した。これはヨーロッパウナギが 2007 年 6 月に開催された CITESCoP14 において、CITES 附属書 II (国際取引に許可が必要) に掲載されることが決定したものの、その後の対策にもかかわらず個体数の減少が続いたため、2010 年 12 月以降は EU からの輸出割り当てをゼロにしたことに起因している。

CoP17 での EU の提案は、EU によるヨーロッパウナギの輸出割り当てゼロの決定後、アメリカウナギとビカーラ種など熱帯ウナギの需要が急増したこと、アジアでのウナギ養殖のために、ニホンウナギに加えてヨーロッパウナギの稚魚の需要があったことを指摘している (CoP17 Doc. 51)。

そして CoP17 では、以下の決定がなされた。ヨーロッパウナギとそれ以外の CITES の附属書に掲載されていない種の個体数、利用や国際

取引の状況の調査を独立したコンサルタントに依頼すること。その報告を第 29 回動物委員会 (2017 年 7 月) と第 30 回動物委員会 (2018 年 7 月) で検討し、CoP18 (2019 年 5 月) においてウナギ属の持続可能な国際取引を確実にするための勧告を行うこと。第 69 回常設委員会 (2017 年 11 月) および 70 回 (2018 年 10 月) においてヨーロッパウナギに関連する適切な勧告を採択すること。(Decision17.186-189)

2. 第 29 回動物委員会の経過

2017 年 7 月 18～22 日にスイス・ジュネーブで開催された第 29 回動物委員会に、当会から真田康弘氏 (早稲田大学地域・地域間研究機構 客員主任研究員/研究院客員准教授) が専門家として参加した。真田氏はウナギ作業部会のメンバーになり、現地での会合に参加し、動物委員会の後も継続して作業部会のメンバーとして情報の提供が求められている。

第 29 回動物委員会では、ウナギ属の調査を委託するコンサルタントが決まっていない段階であったため、調査に基づく議論はなされなかった。真田氏によると作業部会メンバーのニホンウナギへの関心は低かった。

3. ニホンウナギの状況

ニホンウナギは環境省が2013年2月に絶滅危惧IB類に、国際自然保護連合(IUCN)が2016年6月にEndangeredに指定している。日本における内水面ウナギ漁獲量は1960年代に比べ激減している。

ニホンウナギは日本、中国、台湾、韓国など東アジアに広く分布し、その保全には国際協力が必要である。資源管理を目的として日中台韓によるシラスウナギを養殖池に入れる量を定めているが、上限値が過大なため規制になっていない。

またシラスウナギ漁を行っていない香港から日本は輸入しており、シラスウナギのIUU(違法、無報告、無規制)漁業と違法取引の問題が指摘されている。

前記のEUによるCoP17での提案文書で指摘しているように、EUの輸出割り当てゼロの決定後、アメリカウナギやビカーラ種と考えられる国から、日本もシラスウナギの輸入が増加している。

また違法取引によるウナギを流通段階で排除する制度はないものの、大手スーパーは法順守に努めている。そして国内のウナギの生息環境を取り戻すための市民協働型モニタリングが計画されている。

II. ファクトシートの作成

Iで述べた状況から、ニホンウナギの状況やウナギ消費国である日本の消費の実態を、CITESCoP17の決定に基づく報告書に反映させることは、ニホンウナギ及びウナギ属全体の保全に重要な時期にあると判断し、緊急活動助成を申請した。本活動により、ニホンウナギの状況をコンパクトにまとめたファクトシート「ニホンウナギの生息状況と日本におけるウナギ養殖・販売の状況」を英語、フランス語、スペイ

ン語、日本語で作成し、2017年11月の常設委員会に参加してこれを配布することができた。

ファクトシートは、ニホンウナギの生息状況および資源管理、IUU(違法、無報告、無規制)漁業と違法取引、日本でのウナギ加工品(蒲焼き)の販売状況、ウナギの生息地である日本の河川環境を取り上げた。これらのテーマは研究者や団体がそれぞれ調査し、結果を公表しているが、全体を網羅した資料はなく、さらに多言語での発信はこれまでになかった。

またCITESの締約国会議等への日本からの参加は、国際団体であるトラフィックを除けば、政府関係者と象牙等の業界団体の他は当会とトラゾウ保護基金のみである。CITESの締約国会議は、NGOがオブザーバー(議決権はない)として参加する場合、自国の外務省の承認や活動実績の審査、参加登録料などが必要で、条約事務局への書類提出のみで参加できる生物多様性条約と比べ参加のハードルが高い。そのため、CITES締約国会議に継続して参加し、ウナギに関する活動が可能な日本のNGOは当会以外にはなかった。

ファクトシートはグリーンピースジャパン、日本自然保護協会ほか研究者の協力により作成した。

このファクトシートはCITESCoP17の決定に基づいて作成中の報告書への反映を目的に、事実をコンパクトにまとめた。また関心を広げるため文字量を少なくし、詳細は引用文献等を参照できるようにした。さらに海外の団体は写真を中心としたパンフレットが多いので、多くの資料の中で目立つようイラストと日本の伝統模様である青海波を表紙に使い、要約も表紙に配置した。

III. 国内外での広報活動

1. 日本での広報

ファクトシートの完成後、PDF版を当会のウェブサイトに掲載し、Twitter、Facebook、メールマガジン等で広報を行った。また新聞記者等に常設委員会での日本に関連する議題の紹介とともにメールで配信したが、問い合わせがあったのは1社のみであり、IV-3で後述する常設委員会の議事のためか記事にはならなかった。

2. 海外のキーパーソンへの情報提供

一方、ヨーロッパウナギの研究者、業界団体、NGOで構成するサスティナブル・イール・グループ（SEG）からは、このファクトシートを自らのウェブサイトに掲載したいと申し出があり、Facebook、Twitterでも取り上げられた（図



図1 サスティナブル・イール・グループのウェブサイトに掲載されたファクトシート



図2 サスティナブル・イール・グループのTwitter. フォロワー1,157人 2018年1月15日現在.

1, 2). 表紙をウェブサイトの画像として掲載するだけで内容を説明する記載が不要になるようデザインしたため、表紙デザインのインパクトとともにインターネットを使った広報に効果があった。

また CITES 動物委員会ウナギ作業部会議長にも、英語版 PDF を送信することができ、常設委員会でのロビー活動も含め、CITES におけるウナギの議題にかかわるキーパーソンに情報を届けることができた。

IV. 常設委員会でのロビー活動

1. 会議場での配布

常設委員会では各参加者のメールボックスを設置されていないだったので、ファクトシートは初日から最終日まで資料用テーブルに置き（図3）、会議期間に会話をした参加者に手渡した。意見交換をした人の中には香港の政府関係者や中国の NGO など、初対面の組織があった。

また International Institute for Sustainable Development (IISD) がインターネット上で発信する環境に関する国際会議の速報 Earth Negotiations Bulletin (ENB) にファクトシートのイラストが掲載された（図4）。記事にはニホンウナギについての記述はなかったもののヨーロッパウナギ以外の種の調査の重要性が取

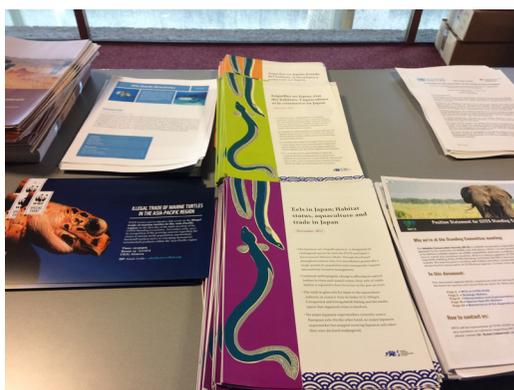


図3 第69回常設委員会でのファクトシートの配布

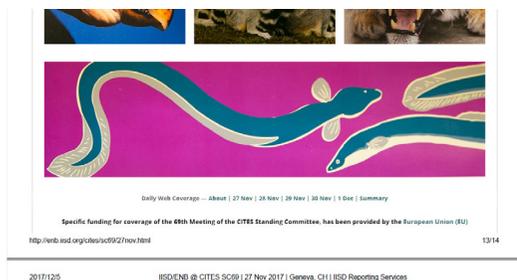


図4 ENBに掲載されたファクトシートのイラスト。 <http://enb.iisd.org/cites/sc69/27nov.html>.

り上げられていた。

2. SEG を通じての配布

サステナブル・イール・グループ (SEG) は、ヨーロッパ各国で活動しているのでフランス語版、スペイン語版も需要があると英語版とともにファクトシートをまとめて持ち帰り、今後の会合等で配布するとのことであった。I で述べたように、CITES におけるウナギ属の取り組みは EU が積極的であるため、EU 内の理解を得ることは重要であると思われる。

3. 常設委員会で発言を求める

ウナギに関する議題は 11 月 30 日に議論された。この議題について発言を予定していた NGO が他になかったため、当会が発言することにした。発言の趣旨はファクトシートで指摘した国際的な資源管理や違法取引問題から、ニホンウナギを含む、現在附属書に掲載されていない種についてもよく調査すべきというものである。この当会が用意した意見は、国際 NGO の Species Survival Network, the Animal Welfare Institute, Humane Society International, the Center for Biological Diversity の 4 団体の賛同が得られた。そしてこの意見の作成過程を通じ、これらの団体からの参加者とニホンウナギの状況を共有することができた。

NGO の発言が求められた時間が、当日の会議終了時間の 18 時が迫っていたためか、挙手したもののオブザーバーは国際自然保護連合

(IUCN) が指名されただけで、次の議題に移ってしまった (図 5)。議案が事務局による経過報告や、ヨーロッパウナギの状況の報告だけだったため、締約国からの異論もなかった。

一方で日本に関する議題としては、1 日目 (11 月 27 日) の北太平洋での調査捕鯨によるイワシクジラの捕獲が CITES に違反するのではないかと提議され、CITES 事務局の調査団の来日が決まったことや、2 日目にはアフリカ諸国から日本が国内象牙市場閉鎖をしないことへの批判があり、日本のマスメディアの関心はそれらであった。

V. ファクトシートを活用した今後の活動

これまで述べたように、ファクトシートの作成と常設委員会への参加により、海外の関係者から日本の発信に関心が集まり、CITES におけるキーパーソンにニホンウナギに関する情報を届けることができた。

一方、日本国内の反応は鈍かったが、2017 - 2018 のシラスウナギの漁期では中国、台湾も日本も記録的な大不漁が報道されており (共同 2018/1/13)、今後マスメディアの注目が集まることが予想された。ウナギが持続可能に利用できなくなることは、日本の食文化にとって危機である。



図5 議長に発言を求めて組織のネームプレート掲げる

そのためにもニホンウナギが絶滅の危機にある現状や、国際的な保全の取り組みが必要なこと、国内での河川環境の改善が必要なことをマスメディアを中心に、繰り返し発信することが重要であるとする。

そのため、今後は日本語版ファクトシートを

関連するイベント（例：2018年2月17日 IUCNJ 主催のにじゅうまるパートナーズ会合）などでの配布や、ウェブサイトに掲載したPDF版をマスメディアがウナギについて取り上げたタイミングに SNS で発信するなどして活用していきたい。

2017 Urgent Grant Programme

Creating and spreading the fact sheet that Japanese eels of habitat,
status, aquaculture and trade in Japan for conservation of eels
in the world.

SUZUKI Kirie, TAKAHASHI Yuichi and NIITSU Makiko

Keywords: CITES, Illegal trade, Traceability, IUU fishing